

# 職員の退職管理の概要

---

総務局組織人材部人事課

＜はじめに＞

退職後、民間企業等に再就職した者による現職職員への働きかけ規制などにより、職員の退職管理を適正に行い、職務の公正な執行及び公務員に対する住民の信頼を確保するため、地方公務員法が改正され、平成28年4月1日に施行されました。

本県は、平成18年度に「神奈川県退職者の再就職に関する取扱要綱」を制定し、「神奈川県退職者キャリアバンク」を整備・運用してきましたが、改正法の施行に伴い、「職員の退職管理に関する条例」を制定するとともに、制度の一部見直しを行いました。

職員の皆さんや県を退職された皆さんにおかれては、改正法や条例の趣旨を踏まえ、県政に対する県民からの信頼確保のため、適正な退職管理に努めていただきますようお願いします。

- この制度は、県を退職する(した)方はもちろん、現職の職員や、県退職者を採用する意向のある団体・企業の皆様も対象に含まれます。
- また、働きかけの禁止や届出の義務などの規制が導入され、規制に違反した場合は、罰せられる場合がありますので、必ずご一読ください。

※ 地方公務員法の適用を受ける一般職職員が対象となり、教員や警察職員も含まれます。

## 目次

1. 職員の退職管理のポイント	1
2. 再就職者による働きかけの禁止	3
3. 再就職の届出・公表	5
4. 他の職員の再就職依頼等（あっせん）の禁止	6
5. 在職中の求職の禁止	7
6. キャリアバンクの概要	8

- 条例、要綱等の詳細については、  
神奈川県人事課のホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/1101/>

### 問い合わせ先

(②、③以外の職員・制度全般)

①神奈川県総務局組織人材部人事課 045-210-2160(直通)

(教員)

②神奈川県教育委員会教育局総務室 045-210-8034(直通)

(警察職員)

③神奈川県警察本部警務部警務課 045-211-1212(代表)

# 1. 職員の退職管理のポイント



## 1. 再就職者による働きかけの禁止

〔地方公務員法第38条の2、県退職管理条例第2条〕

➡ 退職後に営利企業等(※)に再就職した元職員(=再就職者)が職員に対して、職務上の行為をするよう(しないよう)に要求又は依頼をしてはいけません。(在職中のポストや職務内容により、規制の範囲が異なります。)

また、働きかけを受けた職員は、人事委員会(給与公平課公平グループ)に所定の様式により届出をしなければいけません。

(※)営利企業等:営利企業に加え、国・地方公共団体等を除く全ての非営利法人



## 2. 再就職の届出・公表

〔県退職管理条例第3条、第4条〕

➡ 管理職手当を受給する職にあった職員は、退職後2年以内に再就職した場合は、再就職情報を退職時の任命権者(人事課や各任命権者の総務室等)に所定の様式により届け出なければなりません。また、知事はその状況を取りまとめ、毎年度公表します。



## 3. キャリアバンクの利用

〔退職管理取扱要綱、神奈川県退職者キャリアバンク実施要領〕

➡ グループリーダー級以上の職員は、在職中に求職活動をしてはいけません。定年、任期満了等で退職する職員は、原則として、キャリアバンクを利用してください。

(例外:公募された求人への応募、親族からの要請に応じる場合等)

副主幹級以下の職員及び県退職者は、在職時の業務と密接な関係にあった営利企業等への求職活動を自粛することとしています。定年、任期満了等で退職する(した)方は、キャリアバンクの利用をご検討ください。

## 退職管理に関する規制等の適用範囲の概要

### 【退職した方への適用範囲】

退職時の職		・管理職手当受給者 (役職定年等により管理職手当受給者でなくなった者を含む)	・課長級(無管手) ～主幹級 ・総括教諭 等	・副主幹級以下 ・教諭 等
項目				
働きかけ規制	① 離職前の職務に関する契約等事務 〔離職後2年間〕	規制あり (離職前5年間又は管理職手当受給期間のどちらか長いほうの職務)	規制あり (離職前5年間の職務)	規制あり (離職前5年間の職務)
	② 自ら決定した契約等事務 〔期限なし〕	規制あり (自ら最終決裁したものに限る)	規制あり (自ら最終決裁したものに限る)	規制なし
再就職情報の届出 〔離職後2年間〕	必要	不要	不要	
退職後の求職活動 〔離職後2年間〕	一部自粛 (在職中密接な関係のあった営利企業等への求職は自粛)	一部自粛 (在職中密接な関係のあった営利企業等への求職は自粛)	一部自粛 (在職中密接な関係のあった営利企業等への求職は自粛)	
キャリアバンクの利用 〔65歳未満〕	利用可能	利用可能	利用可能	

[ ] は、対象期間

### 【現職の職員への適用範囲】

項目	・管理職手当受給者 ・課長級(無管手)～主幹級 ・総括教諭 等	・副主幹級以下 ・教諭 等
県退職者から働きかけを受けた場合の届出義務	あり	あり
再就職のあっせん	禁止	禁止
在職中の求職活動	原則禁止 (公募、親族経営企業等の場合を除く)	一部自粛 (在職中密接な関係のあった営利企業等への求職は自粛)
キャリアバンクの利用	原則利用 (公募、親族経営企業等の場合を除く)	利用可能

## 2. 再就職者による働きかけの禁止

【地方公務員法 38 条の2、退職管理条例第2条】



### 「働きかけ」とは

退職後に営利企業等に再就職した元職員(=再就職者)が職員に対して、職務上の行為をするよう(しないよう)に要求又は依頼をすること。



- ▼ 再就職先企業との契約を有利にするよう、要求、依頼
- ▼ 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- ▼ 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- ▼ 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼



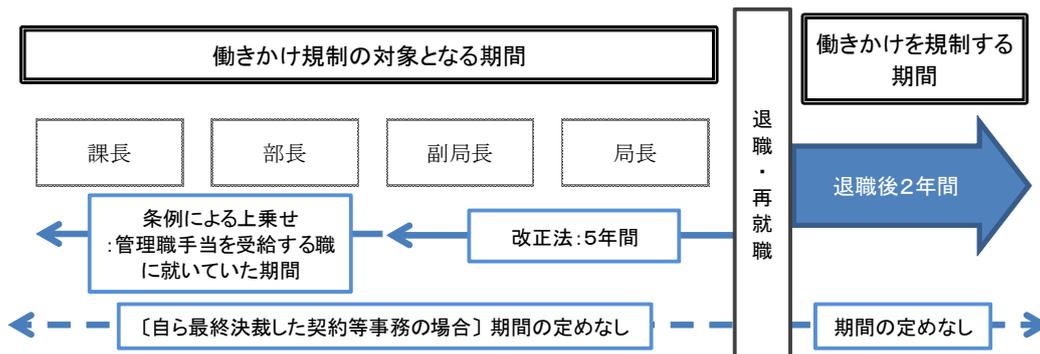
働きかけを受けた職員は人事委員会に届出をしなければいけません。



### 働きかけ禁止の内容

- ① すべての再就職者は、退職前5年間の職務に関する契約や補助金、許認可等の事務(=契約等事務)について、退職後2年間、職員への働きかけ禁止
- ② ①に加え、退職前5年より前に管理職手当を受給する職に就いていた再就職者は、当該職に就いていたときの担当職務に関する契約等事務について、職員への働きかけ禁止
- ③ ①、②のほか、すべての再就職者は、自らが決定した契約等事務について、その契約等の期間内は期限の定めなく、職員への働きかけ禁止

【参考：局長で退職した場合の働きかけ規制対象期間の例】



## 規制の例外

- ① 県からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等のために必要な場合
- ② 法令、県との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- ③ 法令に基づく申請・届出を行う場合
- ④ 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- ⑤ 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- ⑥ 電気、ガス、水道に関する契約で、任命権者の承認を得て行う場合



## 働きかけ規制に違反した場合、罰則があります。

### 再就職者への罰則

- 働きかけを行った場合  
⇒ 10万円以下の過料  
(地方公務員法第64条)
- 不正な行為を行うよう働きかけを行った場合  
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
(地方公務員法第60条)

### 職員への罰則

- 働きかけを受け、人事委員会への届出を怠った場合  
⇒ 懲戒処分の対象  
(地方公務員法第29条)
- 働きかけに応じて、不正な行為を行った場合  
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
(地方公務員法第60条)

## Q & A

Q1. 不正な行為を求めるものではない場合も、働きかけは禁止されるのですか？

A1. 不正な行為を求めるものでなくても、一般的な契約や、営業許可等など、職員の通常の職務範囲に関する事務に関して、働きかけを行うことも禁止されます。

Q2. 定年後、再任用職員となった後、営利企業等に再就職した場合どうなりますか？

A2. 定年と再任用のそれぞれの離職後2年間は規制の対象となります。

例えば、再任用として5年間働いた後に再就職した場合は、再任用期間のみ規制の対象ですが、再任用として1年働いた後に再就職した場合は、定年後2年未満のため、定年前と再任用期間の両方が規制の対象となります。

Q3. 再就職した県OBから働きかけを受けた場合は、どうしたらよいですか？

A3. 人事委員会に届出を行ってください。なお、届出が必要か迷った場合など、不明な点がありましたら、人事委員会または各任命権者の人事担当室課にご相談ください。

Q4. 営利企業ではなく、社会福祉法人等、公益的な団体に再就職した場合も、規制の対象となりますか？

A4. 規制の対象となる「営利企業等」とは、営利企業に加えて、国や他の地方公共団体などを除き、全ての非営利法人をいいます。よって、公益法人、一般法人、NPO法人等も「営利企業等」に含まれます。

### 3. 再就職の届出・公表

【退職管理条例第3条、第4条】



#### 再就職情報の届出

管理職手当を受給する職にあった職員は、  
離職後2年間、離職時の任命権者に再就職の届出が必要です。

※ 改正法、退職管理条例の施行は、平成 28 年4月1日で経過措置はありません。  
よって、離職後2年が経過していない方(=平成 27 年3月の定年退職者等)が、平成 28 年  
4月1日以降に再就職(再々就職含む)した場合も、届出が必要です。

#### 届出義務の例外

- ① 退職派遣者(公益法人等派遣法)として派遣団体の地位に就いた場合
- ② 日々雇用される場合
- ③ 再任用職員や非常勤職員など、再度、県職員となった場合
- ④ 年間の報酬額が 103 万円(所得税が非課税となる額)以下で、営利企業以外の団体(NPO 法人、一般社団法人 等)の地位に就いた場合



#### 再就職状況の公表

管理職手当を受給する職にあった職員の再就職状況は、  
県のホームページで公表します。

※ 公表 URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7423/>

#### Q & A

- Q1. 定年退職後、数ヶ月経ってから再就職しますが、いつ誰に届出をすればよいですか？  
A1. 再就職後「速やかに」、「離職時の任命権者」に届出を行います。なお、毎年6月末日  
までの再就職状況について、公表を行いますので、6月中に再就職する場合は、7月  
15 日までを目途に届出をしてくださるようお願いします。
- Q2. キャリアバンクを利用せず、ハローワーク等を通じ再就職した場合も届出が必要で  
すか？また、営利企業ではなく、NPOなど公益的な団体の場合も必要ですか？  
A2. 管理職手当を受給していた方は、「届出義務の例外」に該当にしない限り、再就職の  
方法や法人等の種類を問わず、届出が必要です。
- Q3. 役職定年等により退職時点で管理職手当受給者でない場合も、届出は必要ですか？  
A3. 過去に管理職手当を受給している場合、退職後2年間は再就職の届出が必要です。

## 4. 他の職員の再就職依頼等(あっせん)の禁止

【退職管理取扱要綱第3条】



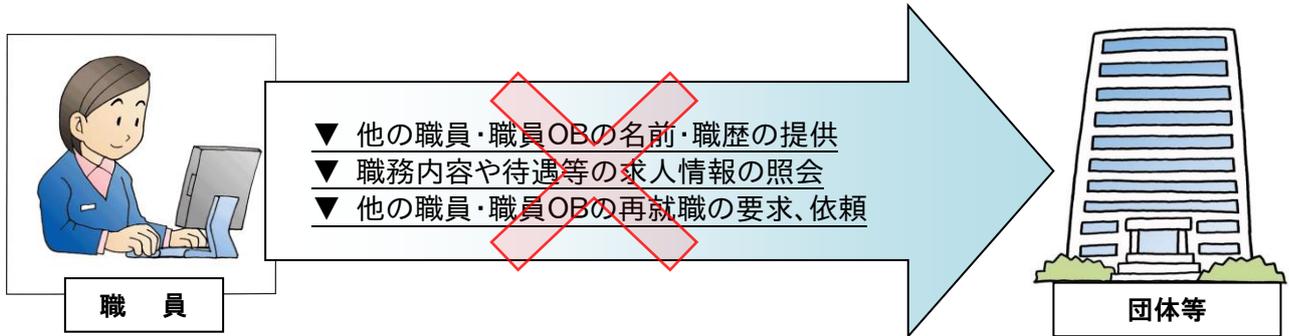
### 「再就職あっせん」とは

現職の職員が他の職員や職員OBを、団体等(※)に再就職させることを目的として、

- ①他の職員・職員OBに関する情報を提供すること
- ②再就職させようとする団体等のポストに関する情報提供を依頼すること

他の職員や職員OBを、団体等に再就職させるよう要求又は依頼すること

(※)団体等: 営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体(国、地方公共団体等を含む)



### 規制の例外

- ① キャリアバンクの職務として行う場合
- ② 退職派遣者(公益法人等派遣法)に関する職務として行う場合

### 規制に違反した場合の罰則

- 規制に反して、他の職員の再就職依頼等(あっせん)を行った場合  
⇒ 懲戒処分の対象 (地方公務員法第29条)
- 職務上の不正な行為の見返りに、他の職員の再就職依頼等(あっせん)を行った場合  
⇒ 3年以下の懲役 (地方公務員法第63条)

### Q & A

Q1. 現職の職員が企業の依頼により、他の職員やOBの情報を提供した場合、特にポストの要求をしていなくても規制の対象となりますか？

A1. 再就職の要求や依頼をしていなくても、再就職させることを目的として他の職員やOBの情報を提供した場合は、規制の対象となります。

Q2. 他の職員からの再就職あっせんを受けた場合、規制の対象となりますか？

A2. キャリアバンクからあっせんを受けた場合などを除き、「在職中の求職」として規制対象となります。(詳細は次ページ)

## 5. 在職中の求職の禁止

【退職管理取扱要綱第4条】



### 在職中の求職の禁止

グループリーダー級以上の職員は、在職中に次のことをしてはいけません。

- ① 団体等に対して、当該団体等若しくはその子法人に再就職することを目的として、
  - (1) 自己に関する情報を提供すること
  - (2) 再就職する団体等のポストに関する情報提供を依頼すること
- ② 団体等に対して、再就職することを要求又は約束すること



- ▼ 自己の名前・職歴の提供
- ▼ 職務内容や待遇等の求人情報の照会
- ▼ 自己の再就職の要求、約束



#### 規制の例外

- ① キャリアバンクから紹介された団体等に対して行う場合
- ② 一般に公募され、公正かつ適正な手続により選考されるものに応募する場合
- ③ 営利企業等を経営する親族からの要請に応じて再就職する場合
- ④ 退職派遣者（公益法人等派遣法）となる予定者が当該派遣予定先に行う場合

#### 規制に違反した場合の罰則

- 規制に反して、在職中に求職を行った場合  
⇒ 懲戒処分の対象（地方公務員法第29条）
- 職務上の不正な行為の見返りに、再就職の要求や依頼、約束などを行った場合  
⇒ 3年以下の懲役（地方公務員法第63条）

#### Q & A

Q1. 求人誌等に掲載されていれば、求職活動を行っても問題ないですか？

A1. 公募されているだけでなく、「公正かつ適正な手続により選考」される必要がありますので、事前に再就職を約束するなど、不公正・不適正なものは禁止されます。

Q2. 団体や企業から再就職の勧誘があり、それに応じた場合も規制対象となりますか？

A2. 自ら求職活動はしていなくても、団体や企業からの勧誘に応じ、再就職の約束などを行うことは、在職中の求職活動として規制されます。

Q3. 在職中の副主幹級以下の職員や県退職者は、求職活動を行っても問題ないですか？

A3. 禁止はされませんが、離職前5年間に在職していた職と密接な関係のあった営利企業等への求職活動は自粛してください。（退職者は、離職後2年間）

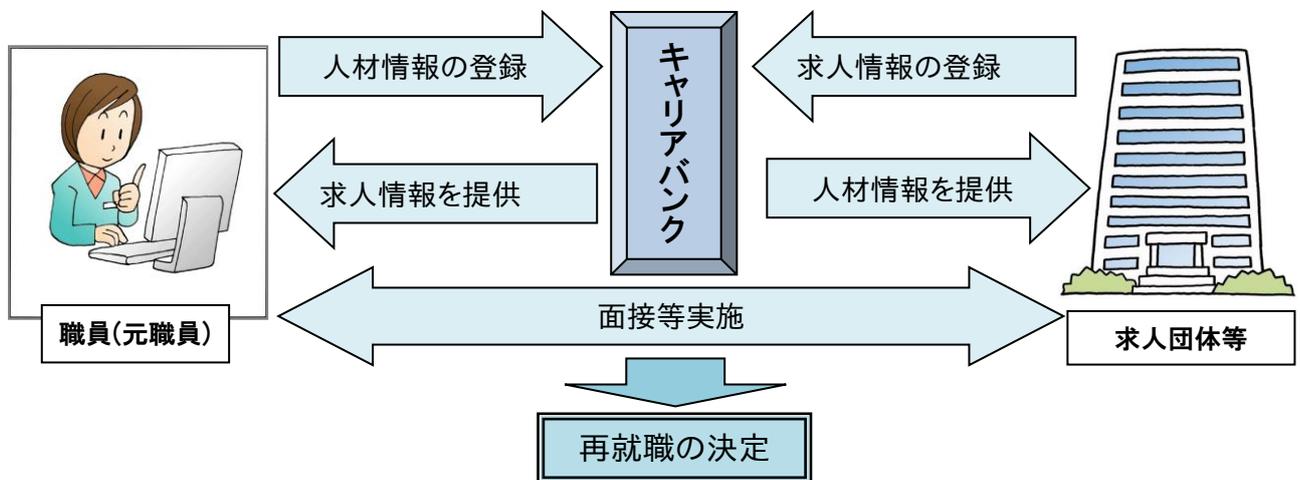
## 6. キャリアバンクの概要

【退職管理取扱要綱第2条、神奈川県退職者キャリアバンク実施要領】



### 「キャリアバンク」とは

- ①再就職の公平性、透明性の確保
  - ②職務の公正な執行や公務に対する住民の信頼の確保
  - ③県退職者が長年培った知識や経験を活用できるよう再就職の支援
- のために、県退職者の人材情報と団体等からの求人情報を集約して双方に提供



#### 人材情報登録の条件

- 定年、勸奨、自己都合(60歳に達した日以後に退職した職員に限る。)、任期满了により退職する職員(65歳未満の既退職者を含む)
- 地方公務員法、退職管理条例等の規定の理解を条件に登録

#### 求人情報登録の条件

- 県退職者を採用する意向があり、
    - ①地方公務員法、退職管理条例等の規定の理解
    - ②次の(1)～(3)に同意
      - (1)報酬額(年収)の増の不可
      - (2)雇用期間の延長の不可
      - (3)雇用期間は65歳まで
- を条件に登録

#### キャリアバンクの原則利用

- グループリーダー級以上の職員は、原則、在職中の求職活動は禁止しています。定年、任期满了等で退職する職員は、キャリアバンクを利用してください。
- 副主幹級以下の職員及び県退職者の方は、離職前5年間に在職していた職と密接な関係のあった営利企業等への求職活動を自粛することとしています。(退職者は離職後2年間)定年、任期满了等で退職する(した)方は、キャリアバンクの利用をご検討ください。

- 〔事務局〕
- ① 総務局人事課 … ②・③以外の職員 <制度全般>
  - ② 教育局総務室 … 教員
  - ③ 県警本部警務課 … 警察職員